

▶ 小・中学校・総合支援学校

問 学校教育課 TEL.773-6700

小学校・中学校・特別支援学校
(各校では公式ウェブサイト運営しています)

学校別	学校名	所在地	電話番号
小学校	三用小学校	芋赤1135	779-3006
	赤石小学校	荒金273-2	779-3005
	浦佐小学校	浦佐5278-1	777-2040
	大崎小学校	大崎1855	779-2013
	後山小学校	市野江乙1009-1	025-759-2171
	藪神小学校	一村尾800	777-2226
	城内小学校	上原68	775-2004
	おおまき小学校	大杉新田416-2	776-2046
	五十沢小学校	宮472-3	774-2059
	北辰小学校	余川1220-2	773-3611
	六日町小学校	六日町1267-1	772-2028
	上田小学校	長崎30	782-0506
	栃窪小学校	栃窪409	782-0744
	塩沢小学校	塩沢1538-1	782-0070
中之島小学校	中子新田甲265-1	782-0102	
石打小学校	石打2-1	783-2022	
中学校	大和中学校	浦佐5278-2	777-3171
	八海中学校	上原129-6	775-2011
	六日町中学校	六日町282	772-2225
	塩沢中学校	中778-1	782-0508
特別支援学校	総合支援学校	西泉田47-2	773-3770

小学校入学

小学校に入学予定の子どもを対象に、就学時健康診断を実施します。入学前年の9月上旬に、個別に通知します。

保護者に、入学すべき小学校名などを記載した入学通知書を、1月末日までに郵送します。4月の入学時に必要となります。大切に保管してください。

中学校入学

小学校を卒業する児童の保護者に、入学すべき中学校名などを記載した入学通知書を、1月末日までに郵送します。4月の入学時に必要となります。大切に保管してください。

総合支援学校入学

総合支援学校に入学を希望する場合は、学校教育課にご連絡ください。

▶ 総合支援学校

知的障がいがある児童・生徒が主に通っています。各学部に普通学級、重複障がい学級、訪問学級がありません。

転校・転入

▶ 転入

市民課や大和・塩沢市民センターで転入手続きをし、在学していた学校の「在学証明書」を転校予定の学校に提出してください。

「転入学指定通知書」は、後日送付します。

▶ 転校

在学していた学校の「在学証明書」を、転校予定の学校に提出してください。

▶ 外国籍の人の入学

市立学校に入学を希望する場合は、手続きが必要です。市民課または大和・塩沢市民センターでの転入の手続きとあわせて、「就学許可申請」を記入・提出してください。

特別支援学級

市内全ての小・中学校に特別支援学級(知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、病弱、身体虚弱など)を設置しています。(年次で変更があります。)

特別支援学級については、学校教育課にご相談ください。

指定区域外通学

下記の事情で指定された学校以外への入学(通学)を希望する場合は、申請により学校の変更が認められる場合があります。事前に学校教育課に相談してください。

なお、通学に関する送迎や事故については、保護者の責任となります。

▶ 変更が認められる基準

児童生徒の学区外就学の許可は、次の基準によります。

▶ 1. 心身の障がい、病弱などに関する理由

- ・心身の障がいや疾患、長期通院などの場合
- ・特別支援学級や院内学級に入級の場合

▶ 2. 転居に関する理由

- ・転居予定
 - 市内転居が確定していて、転居予定地の学区の学校に就学希望する場合
- ・一時転居
 - 家の増改築などで、一時的に別学区へ転居する場合
- ・市内転居
 - 学年末まで、従前の学校に通学を希望する場合

▶ 3. 教育的理由

いじめ、不登校など、学校生活の状況から、指定学校への就学が困難と認められる場合



子育て・教育

4. 地域の事情に関する理由

・遠距離通学など

自宅から学校まで徒歩で安全に通学できる経路最短通学距離が、小学校では2km以上、中学校では3km以上あり、指定学校より隣接した学校が近い場合

5. 家庭の事情に関する理由

・小学生の保育関係

保護者の勤務などのため、児童の帰宅後の保護監督が困難で、親族などが児童を預かっている場合。保護者などの勤務証明書、預け先の保育証明書(預け先が責任を持って保護監督することの証明)などが必要

・中学生の保育関係

中学入学に際し、小学校在籍時に保育関係で指定学校の変更が認められていた生徒のうち、保護者の勤務のため、帰宅後の保護監督が困難で、小学校在籍時と同じ親族などに引き続き預ける場合で、自宅へ帰宅する際の安全が確保されている場合。上記と同じ添付書類が必要

6. 学区外就学特認校(栢窪小学校・後山小学校)に就学を希望する場合

学区外就学特認校(栢窪小学校・後山小学校)の特色ある教育を受けることを希望し、その教育活動に積極的に参加できる児童は、学区外就学特認校(以下「特認校」という)に就学することを許可します。

注 特認校への就学の条件は、別に定める特認校に関する実施要項によります。

7. その他、やむを得ない事情と教育委員会が特に認める場合

就学援助制度

当市に住所を有する児童生徒の保護者で、経済的に困難な人に対し、学用品費、給食費、修学旅行費などの学校経費を援助しています。

保護者が下記認定基準のいずれかに該当する場合に、教育委員会が審査し、可否を決定します。

▶ 認定基準

- ・生活保護(教育扶助)を受けている
- ・生活保護法に基づく保護の停止、または廃止
- ・市民税が非課税
- ・市民税、固定資産税、国民健康保険税、個人事業税が減免
- ・国民年金保険料が全額免除
- ・児童扶養手当の全部支給
- ・生活福祉資金を借受け
- ・その他、経済状況に困っている家庭(世帯の前年分総所得金額が基準額以下)

▶ 申込み

申請書を、各学校または学校教育課に提出してください。(申請書は学校または学校教育課に請求)

奨学金制度

人材育成のため、経済的理由で就学が困難な人に奨学金を貸与または給付します。

▶ 貸与型奨学金

1. 対象者

次の事項に該当し、市教育委員会から認定された人

- (1) 市内に住所がある人の子弟
- (2) 学校教育法に定める大学・短期大学・専修学校(高等学校を卒業し、専門課程における修業年限が2年以上である学校に限る)・高等専門学校・高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)に進学が内定、または現に在学している人
- (3) 保護者の所得が、市の定める基準以下である人
- (4) 連帯保証人に市町村民税の滞納(延滞金含む)がないこと

2. 貸与額

- 貸与額
 - ・大学(短期大学・高等専門学校4学年と5学年を含む)、専修学校など 月額 50,000円
 - ・高等学校(中等教育学校の後期課程と高等専門学校1学年から3学年までを含む) 月額 18,000円
- 年3回(5・9・1月下旬予定)に分けて貸与。無利子
- 期間 在学する学校における最短修学年限の期間の終期まで

3. 保証人

連帯保証人が2人(うち1人は、奨学生の保護者)必要(保護者以外の連帯保証人は、同居親族・同一生計者以外で返済能力がある人)

4. 返還

半年据え置後、貸与を受けた期間の2.5倍注の期間内に、月賦、または半年賦で返還(繰上げ償還可)

注 平成25年以前の返還開始者は、2倍の期間内に、半年賦で返還

5. 奨学金の返還猶予

進学などで返還が困難になった場合は、返還猶予制度があります。



▶ 給付型奨学金

▶ 1. 対象者

申請年度の次年度に大学(大学院を除く)、専門職大学(専門職大学院を除く)、短期大学、専門職短期大学、専修学校の専門課程への進学、高等専門学校第4学年への編入を希望している人のうち、次の事項のすべてに該当すること

- (1)申請年度の4月1日時点で、本人または父母などが市に1年以上住民登録があること
- (2)高等学校における前年度の学年末(既卒者は最終学年末)までの学習成績の評定について、全履修教科の平均した値が3.5以上であること。高等学校卒業程度認定試験の合格者については、各教科の成績の過半数がAであること
- (3)経済的な理由などにより修学が困難であると認められること
- (4)高等学校を卒業予定、または卒業しているか卒業程度の認定を受けており、申請年度の4月1日時点において、20歳未満であること

▶ 2. 給付額

- ・入学準備奨学資金(20万円/1回)
- ・学費等奨学資金(30万円/年額)

▶ 3. 給付期間

在学する大学等の正規の修業年限

▶ 4. 選考

- ・一次選考…書類選考(世帯状況、本人の成績など)
- ・二次選考…小論文、面接試験

児童館

児童館では、児童やその親を対象に自然体験や食育などの活動を実施しています。また、中・高生との交流など、児童が「集い、遊ぶ場」として広く開放されています。市内では社会福祉法人若葉会が、塩沢金城わかば児童館を設立・運営しており、市では児童館活動の育成助長を目的とした支援活動を行っています。

●問合せ 塩沢金城わかば児童館 TEL.782-5163

学童保育

●内容

保護者が就労などで留守になる家庭の児童を対象に、市内で放課後児童クラブを開設しています。

運営は「NPO法人 すまいるネット南魚沼」「社会福祉法人 若葉会」「医療法人社団 萌気会」「社会福祉法人 野の百合福祉会」「社会福祉法人 長慶福祉会」に委託しています。

保育を希望する場合は、各クラブに直接お問い合わせください。

●運営クラブ

	クラブ名	小学校区	電話	保育施設の場所
大和地域	大空	浦佐	777-4567	浦佐認定こども園前
	太陽	三用・赤石	779-2943	うるおいの里みよう施設内
	大崎	大崎	779-2778	大崎小学校校内
	藪神	藪神	777-3885	藪神小学校校内
六日町地域	野の百合家庭教育館・第二野の百合家庭教育館	六日町	772-2627	野の百合こども園内および隣接専用施設
	たんぼぼ	主に六日町	773-2556	ダイアパレス2階
	おおまき	おおまき	776-4890	おおまき小学校校内
	どんぐり	城内	775-2941	城内小学校校内
	にこにこ	五十沢	774-2954	五十沢小学校校内
	北辰	北辰	773-3623	北辰小学校地内専用施設
	六日町	六日町	773-6179	六日町小学校地内専用施設
塩沢地域	わかば・金城・牧之	塩沢	782-5163	金城わかば児童館内
	中之島	中之島	782-0314	中之島小学校校内
	石打	石打	783-2943	石打小学校校内
	上田	上田	782-4099	上田小学校隣接専用施設



子育て・教育

▶ 不登校、ニート・ひきこもり支援

問 子ども・若者相談支援センター TEL.788-1950

子ども・若者相談支援センターでは、義務教育期の子どもから39歳の若者まで途切れることなく相談や支援を行っています。詳しくは、直接お問い合わせください。